

広島県告示第九百三十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成十九年九月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
竜王町七A地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市		町		地 番		標 柱 番 号
広島市西区		山手町		三九番一	三九番一	標柱一号、二号及び五号
		竜王町		三九番二	三九番二	標柱三号及び四号
				一九一番二	一九一番二	標柱六号
				一九二番一	一九二番一	標柱七号
				一九三番一〇	一九三番一〇	標柱八号
				一九四番二	一九四番二	標柱九号

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
祇園八丁目一四地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市		町		地 番		標 柱 番 号
広島市安佐南区		祇園八丁目		一〇四〇番	一〇四〇番	標柱一号
				一〇三六番	一〇三六番	標柱二号
				一〇五五番一	一〇五五番一	標柱三号
				一〇五五番一	一〇五五番一	標柱四号
				一〇五四番	一〇五四番	標柱五号
				一〇五三番一	一〇五三番一	標柱六号

一〇四七番一	標柱七号
一〇四二番	標柱八号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

上瀬野南二丁目地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成十七年二月二十四日広島県告示第二百四十二号で指定した土地に沿って結んだ線及び標柱一号と二号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱一号及び二号は同告示で指定した土地に存する標柱二十号及び十八号と同一とする。

郡市	町	地番	標柱番号
広島市安芸区	上瀬野南二丁目	三〇〇五番一地先市道敷 二九九八番二	標柱一号 標柱二号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

可部六丁目五二地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町	地番	標柱番号
広島市安佐北区	可部六丁目	四六番四一 四六番一地先道路敷 七四番一地先道路敷 四五番一 四五番一 四六番一 四六番二五	標柱一号 標柱二号 標柱三号 標柱四号 標柱五号 標柱六号 標柱七号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

船越一丁目一〇A地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡	市	町	地番	標柱番号
広島市安芸区		船越一丁目	一一二番一	標柱一号
			一六番	標柱二号
			一一五番一	標柱三号
			一一四番四	標柱四号
			一一一番一	標柱五号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

船越一丁目一〇B地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡	市	町	地番	標柱番号
広島市安芸区		船越一丁目	一〇八番一	標柱一号
			九五番	標柱二号及び三号
			九四番二	標柱四号及び五号
			九番一	標柱六号
			一二番	標柱七号
			一三番	標柱八号
			一二番三	標柱九号
			一一一番一	標柱一〇号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

下河内二一八地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町	大字	字	地番	標柱番号	
広島市佐伯区	五日市町	下河内	影原	二二五番一	標柱一号及び一二号	
				野地	九三番一	標柱二号
				影原	九五〇番地先道路敷	標柱三号
			野地	一四三番地先道路敷	標柱四号	
				中原	二二二番	標柱五号及び六号
			影原	二二一番	標柱七号	
				二二二番一	標柱八号	
				二二〇番九	標柱九号	
			二二〇番一	標柱一〇号		
			二二八番一	標柱一一号		

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

小坪地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を昭和五十七年七月二十九日広島県告示第七百九十三号で指定した土地に沿って結んだ線、標柱五号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱四号は同告示で指定した土地に存する標柱一号と二号を結んだ線上に存し、標柱五号は同告示で指定した土地に存する標柱一号と同一とする。

郡市	町	字	地番	標柱番号
呉市	広小坪一丁目	中央嶺山	一七五八九番一	標柱一号
			三二七〇番	標柱二号
			三二七五番一	標柱三号
			一七七三八番一	標柱四号
			一七七三八番二	標柱五号

一七五九〇番一四	一七五九一番一 地先道路敷	一七五九一番一
標柱八号	標柱七号	標柱六号